

令和7年度地域敬老会実施事業費助成金交付事業の概要について

1 概要

長寿を祝福する敬老会を実施する団体に、実施に要する費用の一部を助成します。

2 敬老会の区分

ア 地域の高齢者を1か所に招き開催する催し

イ 地域の高齢者に対して祝い品を贈る催し

3 助成対象団体

(1) 自治会または町内会等

(2) 自治会長または町内会長等の承諾を受けて敬老会を実施する団体（いきいきクラブ等）

(3) 特別養護老人ホーム等高齢者の入所施設（※施設には市から別にお知らせします。施設に住民登録をされている方は、地域の名簿には掲載されません。）

4 助成金の額

実施に要した費用の額を上限として、次のとおり算定した額を助成します。

(1) 助成対象高齢者（基準日現在において地域に住民登録し〔注1〕、本年度80歳以上となる方〔注2〕）の人数に1,000円を乗じた額

(2) 高齢者を1か所に招く敬老会を開催する場合、10,000円を加算〔注3〕

★敬老会の実施にあたり、団体の方針により75歳以上の方を対象とする場合も、助成金は80歳以上の人数により算定します。

【例】地域の80歳以上の高齢者数が40人で、1カ所に招いて敬老会を開催する場合

$$\text{助成額} \quad 40人 \times 1,000円 (1) + 10,000円 (2) = \underline{50,000円}$$

注1) 令和7年6月1日を基準日とし、これ以後の転出・転入等の増減は助成金に反映しません。また、付き合いと住民登録が異なる等の事情による調整は行いません。（団体同士で調整していただくことは差し支えありません。）

注2) 昭和21年4月1日以前に生まれた方

注3) 開催する単位ごと人数に関係なく一律に加算。合同開催の場合は、いずれか一方に加算。

⇒裏面に続く

5 申請の流れ

時期	自治会・町内会等 (敬老会実施団体)	市
～7月4日	敬老会希望調査票提出	
～7月下旬		名簿・交付申請書兼実績報告書様式 ・請求書様式送付 (自治会長宛)
9月中	敬老会実施	
敬老会実施後	交付申請書兼実績報告書提出	
10月以降		交付決定通知書・確定通知書送付
〃		敬老会実施事業費助成金振込み

6 大切なお知らせ (名簿について)

個人情報保護法の改正により、原則として本人の同意なしに名簿を提供することができなくなりました。しかしながら、自治会による敬老会の開催は地域活力向上に寄与する大切な行事と捉えており、開催への影響を最小限にするため、昨年度実施した敬老会の対象者名簿から必要な情報を整理したうえで、お渡しさせていただきます。また、今年度、80歳に到達する対象者等については、郵送にて御本人の同意が得られた方のみ追加させていただきます。

御不便をおかけいたしますが、御理解のほどよろしくお願いいたします。

7 敬老会開催のための名簿希望調査票 (別紙2) の提出

別紙2により御希望を7月4日(金)までに提出してください。名簿は別紙2が提出された地域の分から作成し、7月下旬頃に自治会分をまとめて自治会長様宛に郵送します。対象者名簿の提供を希望しない場合にも、その旨をお知らせください。(助成対象高齢者数のみお知らせします。)

【名簿の並び順】

- 年齢順…生年月日順
- 五十音順…氏名の五十音順
- 世帯順…世帯主氏名の五十音順 (同じ世帯の方が並んで出てきます。)

【対象年齢】

- 80歳以上…昭和21年4月1日以前に生まれた方を掲載